

改正派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

マージン率の計算式：

$$\text{マージン率 (\%)} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

対象期間	令和 6 年 12 月 1 日から 令和 7 年 11 月 30 日まで
派遣労働者数	3 名
派遣先事業所数	1 件
1 日 (8 時間) あたりの労働者派遣料金の平均額	42,213 円
1 日 (8 時間) あたりの派遣労働者の平均賃金	24,480 円
マージン率	42.0%
マージン率に含まれる費用	マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
教育訓練に関する事項	・新規採用者訓練 ・ビジネススキル研修、他
キャリアコンサルティングの相談窓口	担当：工藤 電話番号：03-6435-7223

以上